



第3期 東栄町子ども・子育て支援事業計画 概要版

1. 計画策定の背景と目的

常に子どもの最善の利益を第一とし、子どもに関する取り組み・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」といった子どもの視点と、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さない、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔の役割として「こども家庭庁」が新たに創設されました。

また、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年に成立しました。

加えて、国は成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律を施行し、令和5年に成育医療等基本方針に基づく計画策定指針の改訂において、成育医療等に関する計画の策定は、他の法律の規定による計画、指針等であって成育医療等に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生、社会福祉その他の成育医療等と密接に関連を有する施策との連携を図るよう努めることとされています。

このような状況の中、本町においては、子どもや子育て家庭にとってより一層暮らしやすいまちとなることを目指し、これまでの支援施策の進捗状況や新たな課題を踏まえながら、子ども・子育て支援の総合的な施策の展開を図るため、成育医療等基本方針をふまえた本計画を策定しました。

2. 計画の位置づけと期間

計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関して定めるものとして位置づけます。

また、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に関する取組みは、成育医療等基本方針に基づく計画を含めるものとします。

計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期					第3期				

3. 計画理念と基本的視点

明日を担う子どもたちが心豊かで健やかに育つことは、将来の社会を支え、発展するために欠かすことができません。子どもが健やかに成長し、のびのびと暮らしていくことによって、家庭・さらにはまち全体が明るく元気になっていくと考えます。

子ども・子育てを通じて、すべての人が幸福や喜びを感じながら、希望を持って生活できるまちを目指し、以下の基本理念をかかげます。

あしたのとうえいっ子計画

～笑顔でつながるまち とうえい～

子ども・子育て支援においては、子どもを中心に置き、子どもの幸せと健やかな成長を一番に考えた支援の充実を行うとともに、子育てに喜びを感じることができるまちづくりと、地域社会づくりの実現が重要です。

子育てを家庭、学校、行政、地域が一緒になって「みんなで支えていく」中で、子どもたちは家族の大切さや子育ての素晴らしさを自ら感じ、東栄町への思いを深めながら、次代の担い手となっていけるようにします。

子育ての喜びを地域社会全体で実感し、笑顔でつながるまちづくりを目指します。

- (1)子どもの最善の利益を考える視点
- (2)次代の親づくりという視点
- (3)サービス利用者の視点
- (4)地域全体による支援の視点
- (5)仕事と生活の調和実現の視点
- (6)安心して子育てができるという視点
- (7)地域における社会資源の効果的な活用の視点
- (8)サービスの質の視点
- (9)地域特性の視点

4. 計画の体系と主な取り組み

基本理念

基本目標・施策・主な取り組み

あしたのとうえいっ子計画
笑顔でつながるまち
とうえい

基本目標

1 みんなが喜べる健やかな暮らしをつくります

1. 妊娠・出産に関する支援

主な取り組み

- 妊娠期・産後のサポート体制づくり
- 子育てに関わる交流会の実施

2. 子どもと親の健康の確保

主な取り組み

- 子どもの病気等の早期発見、治療体制の充実
- 保護者の育児ストレス・不安に関する支援体制の充実

3. 配慮が必要な子ども・家庭への支援

主な取り組み

- 予防対策・ネットワーク構築・子ども家庭センターの推進
- 困難な問題を抱える子ども・家庭への支援

基本目標

2 次代を担う子どもを幸せにする地域をつくります

1. 子育て支援・保育サービスの推進

主な取り組み

- 子育て支援総合窓口の設置
- 保育園の体制と機能の強化

2. 家庭や地域の教育環境の整備

主な取り組み

- 豊かな心の育成
- 健やかな体の育成

基本目標

3 安心して子育てできる環境をつくります

1. 子どもの権利と親のワーク・ライフ・バランスの推進

主な取り組み

- 子どもの人権に対する意識啓発
- 仕事と子育ての両立の推進

2. 子ども・地域の安全・安心の確保

主な取り組み

- 子どもの交通安全の啓発
- 安全な道路交通環境の確保

5. 教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の提供量

教育・保育事業

区分	年齢	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳	人	0	0	0	0	0
2号認定	3～5歳	人	65	65	65	65	65
3号認定	0歳	人	6	6	6	6	6
	1歳	人	6	6	6	6	6
	2歳	人	6	6	6	6	6

地域子ども・子育て支援事業

事業名	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	人日	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570
妊婦健康診査	人	126	126	126	126	112
乳児家庭全戸訪問事業	人	6	6	6	6	5
養育支援訪問事業	—	本町独自に事業を実施します。				
子育て短期支援事業	—	必要に応じて町外児童養護施設等と連携して実施します。				
ファミリー・サポート・センター事業	—	実施未定の事業です。				
余裕活用型一時預かり事業	人日	48	48	48	48	48
延長保育事業	人	40	39	39	38	37
体調不良児対応型病児保育事業	人日	133	133	133	133	133
放課後児童クラブ	人 (登録人数)	43	47	51	55	51
実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	必要に応じて事業の実施を検討します。				
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	必要に応じて事業の実施を検討します。				
子育て世帯訪問支援事業	—	本町独自に事業を実施します。				
児童育成支援拠点事業	—	本町独自に事業を実施します。				
親子関係形成支援事業	—	本町独自に事業を実施します。				
妊婦等包括相談支援事業	回	27	27	27	27	24
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	時間	0	640	640	640	640
産後ケア事業	人日	1	1	1	1	1

第3期 東栄町子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行年月：令和7年3月 編集・発行：東栄町 福祉課
 住所：〒449-0214 東栄町大字本郷字大沼1番地1 東栄町保健福祉センター
 TEL：0536-76-1815 FAX：0536-76-1811